

高齢者世帯などの雪下ろし費用を助成します

○申請・問い合わせ先／企画財政課（湯田庁舎）

電話 82-3284 ファクス 82-3111（担当：高橋三智昭）

町では、冬期間の高齢者世帯などの安全安心の確保と経済的負担を軽減するため、自力で雪下ろしを行うことが困難な高齢者世帯などに対して、雪下ろし費用の一部を助成します。



○対象／町に住所があり、現に居住している人で、次の（１）～（３）のいずれにも該当する世帯（生活保護世帯は除く）。同一家屋に複数の世帯が同居している場合は、居住している世帯すべてを併せて一つの世帯とします。

（１）町民税非課税世帯または町民税均等割のみ課税世帯で、同居家族以外の扶養となっていないこと

（２）次の①～⑤のいずれかの人だけで構成される世帯

①満 65 歳以上の人②身体障害者手帳 1 級か 2 級を所持している人③療育手帳 A を所持している人④精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している人⑤国民年金障害基礎年金受給者で、等級が 1 級である人

（３）高齢などの理由により自力で雪下ろしを行うことが困難で、かつ、親族、近親者からの援助を受けることが困難であること

○対象経費／現に居住している家屋にかかる次の費用

（１）屋根の雪下ろし、下ろした雪の除排雪に要する費用

（２）屋根から自然落下した雪の影響で家屋が破損する恐れがある場合の除排雪に要する費用

○助成金の額など／世帯の区分により、次により算出した額（千円未満の端数を切り捨てた額）。助成金の交付回数は年 2 回（西和賀町雪害対策本部が設置された場合は年 3 回）

（１）町民税非課税世帯

対象経費×1/2（1 回当たり上限額 2 万 5 千円）

（２）町民税均等割のみ課税世帯

対象経費×1/3（1 回当たり上限額 2 万円）

○その他／申請書は企画財政課（湯田庁舎）か健康福祉課（沢内庁舎）に用意しています

雪下ろしを依頼する際の注意事項は裏面をご覧ください

○雪下ろしを依頼する際の注意事項／①家の周りで、除雪の邪魔になりそうな物や機械が接触する可能性がある物は、除雪が入る前に片づけてください。(家や機械の破損などの原因になります)



○雪下ろし対応業者一覧（依頼は下記業者に直接連絡してください）

(株) 薄井組 (有) 鎌田組 (有) 高啓建築 竹沢工務店 (有) 武田工務店
 (株) 羽柴工業 (有) 湯田電気 (有) 高幸建設 (有) 高橋重機 (有) 沢内電業
 (株) 田中建設 (株) 近藤設備 (有) 松川工務店 (有) 米沢工務所

○申請から助成金受領までの流れ

